

関東地方における土木遺産の自治体計画への位置づけに関する基礎的研究

日本大学大学院理工学研究科土木工学専攻 学生会員 ○工藤 奈々
日本大学理工学部土木工学科 正会員 大沢 昌玄

1. 研究背景と目的

歴史的土木構造物が土木学会において選奨土木遺産として選奨されており、これまでに 657 の土木構造物が選奨されている。この土木学会選奨土木遺産の認定制度は、土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木構造物の保存に資することを目的としており、土木学会としては、その結果として、社会へのアピール・土木技術者へのアピール・まちづくりへの活用・失われるおそれのある土木遺産の救済が促されることを期待している。しかし、選奨土木遺産をまちづくりや観光に積極的に活用している自治体は少ない。さらに、選奨土木遺産認定後は、管理者側に活用の仕方を一任している状況となっている。

そこで本研究では、関東地方をケーススタディとして、選奨土木遺産の自治体の上位計画への位置づけを把握することにより、まちづくりへの活用状況を明らかにすることを目的とする。

2. 既存研究

永村ら¹⁾は、基礎自治体の計画行政に着目した鉄道土木遺産利活用の一般化に向け自治体の役割についての考察を行っている。また、松本²⁾は観光資源としての土木施設の活用に向け施設を所管する土木行政の視点から土木行政の課題とその課題に対する考察を行っている。しかし、本研究が対象とする選奨土木遺産の有する自治体の計画的な位置づけを解明しようとした研究は見受けられなかった。

3. 研究方法

対象とする土木遺産は、土木学会選奨土木遺産³⁾とする。また、群で指定されている場合は、HP 上で群を構成している土木構造物が記載されている場合には個々での調査を行う。本研究では、東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県の 1 都 6 県の関東地方を対象とする。選奨土木遺産の位置して

いる各都県・市区町村においてまちづくりへの活用の視点から、地方自治法に基づく総合計画、都市計画法に基づく都市計画マスタープラン（都県は都市計画区域マスタープラン、市町村は市町村マスタープラン、以後マスタープランは MP とする）、景観法に基づく景観計画の 3 つを自治体計画として、各自治体の HP⁴⁾ から把握を行い、位置づけの有無の確認を行う。本研究における位置づけとは、計画に何らかの形で遺産名が記載されていたこととする。なお、自治体計画自体がない選奨土木遺産は本研究の対象外とする。

4. 研究結果

4.1. 各都県の土木遺産の数

都県ごとの選奨土木遺産の認定数を表-1 に示す。神奈川県が一番多く 31 か所、次に栃木県の 26 か所であった。

表-1 関東地方の選奨土木遺産認定数

	選奨土木遺産数		選奨土木遺産数
東京都	21	茨城県	13
埼玉県	15	栃木県	26
千葉県	15	群馬県	18
神奈川県	31	合計	139

4.2. 選奨土木遺産の自治体計画への位置づけの有無

各都県における選奨土木遺産の自治体計画への位置づけ数を図-1 に示す。総合計画に注目すると茨城県・栃木県・群馬県の 3 県では位置づけられている選奨土木遺産があったが、他の 4 県に関しては位置づけられていなかった。次に、都市計画区域 MP では東京都では全ての土木遺産の位置づけがなされていた。景観計画の策定は、東京都と埼玉県の 2 県であり、都市計画区域 MP よりも位置づけが少ない結果となった。他県に比べ東京都は自治体計画に選奨土木遺産が多く位置づけられていた。選奨土木遺産に対する自治体計画位置づけの割合を図-2 に示す。都市計画区域 MP には 19%が、景観計画には 14%が位置づけられていた。

キーワード：土木遺産、自治体計画、遺産活用

連絡先 〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8 日本大学大学院理工学研究科 Tel 03-3259-0691

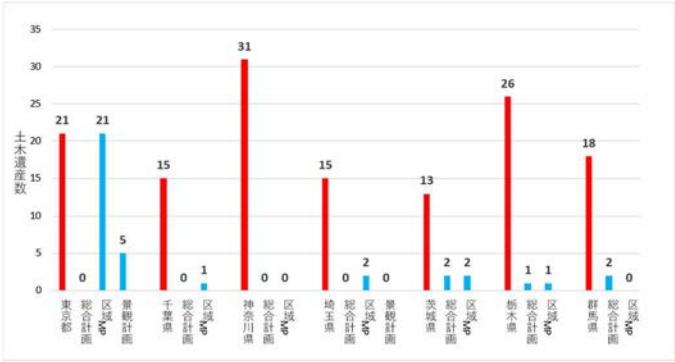


図-1 各都県の自治体計画への位置づけの有無

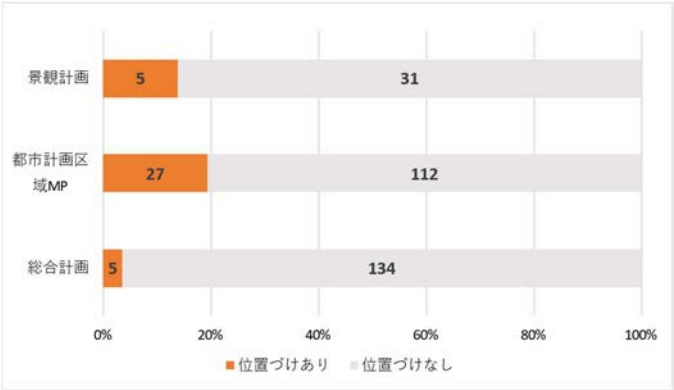


図-2 土木遺産に対する自治体計画への位置づけ割合

4.3. 市区町村の行政計画の位置づけ有無

次に、市区町村における選奨土木遺産の位置づけを把握する。関東地方の167の市区町村に選奨土木遺産が位置している。そのうち、自治体計画（総合計画を除く）の策定の有無を表-2に、選奨土木遺産の位置づけの割合を図-3に示す。市町村MP（都市計画）・景観計画ともに選奨土木遺産の約25%が位置づけられていた。

表-2 市区町村の自治体計画策定状況

	あり	なし
市町村MP（都市計画）	151	16
景観計画	117	50

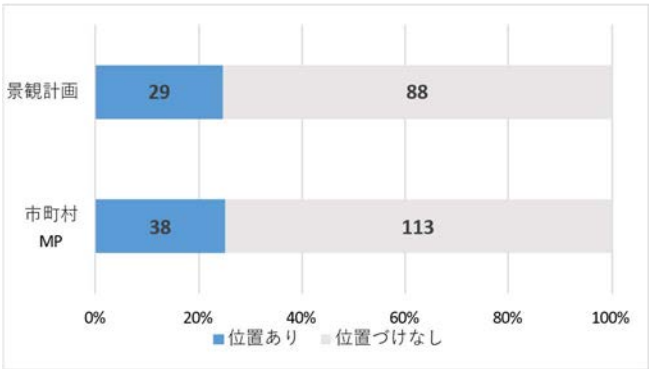


図-3 自治体計画への選奨土木遺産位置づけ割合

4.4. 都県と市区町村の都市計画の差異

東京都は、約55%が都市計画区域MP、市町村MPの両方に位置づけられていた。しかし、東京都以外では、千葉県は選奨土木遺産が自治体計画に位置づけられているもののうち、都市計画区域MPと市町村MPの両方に位置づけられている割合が高かったが、それ以外は市町村のみで位置づけられている状況が多いことが分かった。

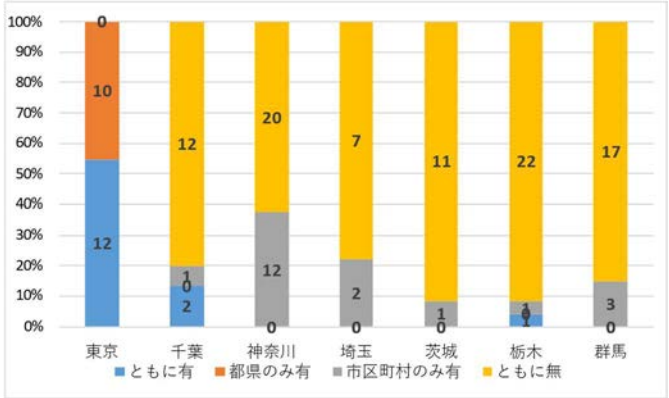


図-4 都市計画における都県と市区町村の計画の差異

5. まとめと今後の展望

自治体計画の位置づけの把握を行った結果、東京都は選奨土木遺産の自治体計画への位置づけが行われていることが分かった。特に都市計画区域MPには全ての選奨土木遺産が位置づけられていた。しかし、総合計画においては、選奨土木遺産はほとんど位置づけられていなかった。計画に位置づけられていないことは、まちづくり活用があまりされていないことにも繋がる。

今後は、調査対象を全国の選奨土木遺産に拡大すると共に観光活用の視点から自治体の観光計画の調査を行い、活用実態の解明を行う予定である。

参考文献

1) 永村景子・小林一郎・星野裕司：基礎自治体の計画行政に着目した鉄道土木遺産利活用の一般化に向けた考察,土木学会論文集D2(土木史)第69巻1号, pp.31-49, 2013.
2) 松本茂：観光資源としての土木施設の活用に向けた一考察—施設を所管する土木行政の視点から—, 土木学会論文集D3(土木計画学)第75巻5号, pp.315-325, 2019.
3) 土木学会: <https://www.jsce.or.jp/contents/isan/2023.2.28> 閲覧
4) 東京都: <https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/>, 2022.11.26 閲覧
千葉県: <https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/keikaku/shuyou.html>, 2022.11.26 閲覧
神奈川県: <https://www.pref.kanagawa.jp/menu/6/24/index.html>, 2022.11.26 閲覧
埼玉県: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0314/syuyou-keikaku.html>, 2022.11.26 閲覧
茨城県: <https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/category/finances-01.html>, 2022.11.26 閲覧
栃木県: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/kenseiunei/keikaku/index.html>, 2022.11.26 閲覧
群馬県: <https://www.pref.gunma.jp/>, 2022.11.26 閲覧